

# 革新県政の会と愛知県との懇談会・予算要望回答一覧表

2024年12月23日

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(総務局 市町村課地域振興室 山村・離島G)

<p>(項目) 第1章 暮らし・福祉を最優先に ・県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために (3) 高齢者が安心して暮らせる介護をはじめ環境の保障を</p>	
<p>(質問要旨) 高齢者をはじめとする住民の「移動」の保障のため、県としても公共交通の確保に努めること。合わせて市町村が実施する「巡回バス」などへの財政支援を県としても行うこと。</p>	
<p>(昨年度の回答)</p> <p>○ 愛知県の山間部「三河山間地域」(岡崎市・豊田市の旧町村部、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の6市町村)では、バスは、地域住民、特に自動車を運転しない学生や高齢者等にとって日常生活に欠かせない移動手段として重要な役割を果たしています。</p> <p>○ こうした地域住民の「生活の足」を守るため、県では、過疎バス路線維持費補助金により、三河山間地域の市町村に対し、バス路線の運行経費の一部を補助するなどの財政的支援を実施しているところです。</p> <p>○ 2021年度には、補助金算出単価の引き上げなど、予算額を含め制度の大幅な拡充を行ったところであり、今後も引き続き、三河山間地域の実情に合ったバス路線の維持・確保に努めてまいります。</p> <p>備考</p> <p>○ 当室(当グループ)は、山村振興及び離島振興を所管する部署であり、三河山間地域及び離島(佐久島、日間賀島、篠島)を対象に、その振興を図るための取組を行っています。</p>	<p>(回答)</p> <p>三河山間地域においては、過疎バス路線維持費補助金により、乗合バス路線等の運行経費の欠損額について一部を補助している。</p> <p>同補助金については、2021年度に、運行単価の引き上げや財政力指数に応じて車両購入に対する補助制度を設けるなど、制度を拡充したところだが、さらに2023年度からは、燃料価格等の運行経費の変動に対応するため、毎年度県の運行単価を見直す方式を導入した。</p> <p>引き続き、地域の実情に合った公共交通の維持・確保に努めてまいります。</p>

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

(都市・交通局 交通対策課 地域公共交通G)

<p>(項目) 第1章 くらし・福祉を最優先に          .県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために          (3) 高齢者が安心して暮らせる介護をはじめ環境の保障を</p>	
<p>(質問要旨)          高齢者をはじめとする住民の「移動」の保障のため、県としても公共交通の確保に努めること。合わせて市町村が実施する「巡回バス」などへの財政支援を県としても行うこと。</p>	
<p>(昨年度の回答)          行政の役割分担の中で、県は、広域行政を担う立場から複数市町村に跨がる広域的・幹線的な路線を運行する乗合バス事業者を支援することとしており、市町村域内の生活交通の維持確保については、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域の実情に応じて対応していただくことを基本に考えております。          県としては、市町村の地域公共交通会議に参画して、広域の観点から、コミュニティバスの利便性の向上や利用促進が図られるよう、国や関係バス事業者との調整や国の制度の活用等のアドバイス、情報提供などを行ってきております。</p>	<p>(回答)          高齢者が自家用車に依存しなくとも生活の質を維持していくため、地域の実情に沿った移動手段の確保が求められています。          行政の役割分担の中で、県は、広域行政を担う立場から複数市町村に跨がる広域的・幹線的な路線を運行する乗合バス事業者を支援しており、市町村域内の生活交通の維持確保については、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域の実情に応じて対応していただくことを基本に考えております。          県としては、市町村の地域公共交通会議に参画し、活用できる制度の仕組みや他地域での取組等について、助言や情報提供を行うことに加え、新型輸送サービス等のモデル事業を実施し普及促進を図るなど、それぞれの地域における移動手段の確保に努めてまいります。</p>

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 建築局 県営住宅管理室 住宅管理 G )

( 項 目 ) 第 1 章 暮らし・福祉を最優先に

・健康で文化的な生活を誰にでも

( 2 ) 県営住宅の改修・改善を急ぎ、空き部屋解消で住む場所に困らない愛知を

( 質問要旨 )

若者が県営住宅に入居できるよう改善すること。また、所得の低い若者などに対し、家賃補助制度を創設すること。県内の大学と協力して空いている県営住宅を学生寮として貸し出すこと。

( 昨年度と同じ内容の回答 )

## 【若者の入居】

県営住宅は、世帯向けの住宅として供給してきており、入居にあたっては、同居親族がいることを原則としております。

特に居住の安定を図る必要のある高齢者世帯や母子世帯等については、入居者の定期募集において優先枠を設けるなど、若者の入居より、まずはこうした世帯に対して県営住宅を供給していくことを優先したいと考えております。

## 【家賃補助制度】

家賃補助制度について県営住宅の家賃は、入居する世帯の所得月額に応じて家賃を決定しておりますが、特に所得が低い入居者の方には、所得月額に応じて家賃の減免を行っております。

## 【大学学生寮としての貸し出し】

- 県営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的として、県が国の補助を受けて建設しているものですが、本来の対象者の入居を阻害しない範囲内で、自治会活動への参加を条件に学生が県営住宅へ入居する取組について、本年 8 月に同朋大学と協定を締結し、同大学に在籍する学生の入居に向けて、調整を進めているところです。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 県民文化局 多文化共生推進室 日本語教育推進G )

( 項 目 ) 第1章 暮らし・福祉を最優先に

.健康で文化的な生活を誰にでも

(3) 進められている「愛知多文化共生推進プラン2022」を一層充実させること

( 質問要旨 )

愛知県内には日本語教育の必要な児童が東京都の3倍と日本一多くなっている。対策を市町村まかせにせず、県からも財政支援すること。2025年度から2026年度にかけて4校の県立夜間中学の開校が表明されているが、どのような事情がある生徒でも学びやすい学校にするための予算を十分にとること。

( 昨年度と同じ内容の回答 )

愛知県では、2017年度に策定した「あいち多文化共生プラン2022」が2022年度末で計画期間満了となったことから、2022年12月に新たに策定した「第4次あいち多文化共生推進プラン」に沿って、各種の取組みを進めています。

日本語教育が必要な児童に対する支援としては、県と経済団体で造成した「日本語学習支援基金」により、子ども向けの日本語教室に対して財政支援をしております。

なお、夜間中学につきましては、教育委員会が所管となります。

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

(教育委員会 義務教育課 教科指導・人権教育G)

<p>(項目) 第1章 暮らし・福祉を最優先に ・健康で文化的な生活を誰にでも (3) 進められている「愛知多文化共生推進プラン2022」を一層充実させること</p>	
<p>(質問要旨) 愛知県内には日本語教育の必要な児童が東京都の3倍と日本一多くなっている。対策を市町村まかせにせず、県からも財政支援すること。2025年度から2026年度にかけて4校の県立夜間中学の開校が表明されているが、どのような事情がある生徒でも学びやすい学校にするための予算を十分にとること。</p>	
<p>(昨年度の回答) 夜間中学について、愛知県では名古屋市の協力によって、愛知県教育スポーツ振興財団によって、昭和48年から中学夜間学級を開設し多くの卒業生を輩出してきました。かつては、様々な事情により中学校で学べなかった方々が入るケースが多くありましたが、最近では高校進学をめざす外国にルーツを持つ方々や、学びのやり直しをする方々が多くいるようになりました。 夜間中学の設置については、通常の中学校同様、市町村において設置することが可能であり、今後も県内の市町村に対して意向を調査し、設置を希望する市町村に対してどのように支援をすることができるか考えていく必要があります。また、県内市町村の意向を把握しつつ国の動向や他県の動きも注視しつつ、設置にむけた研究をすすめていきます。</p>	<p>(回答)</p>

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

(教育委員会 あいちの学び推進課 新しい学校づくりG)

(項目) 第1章 暮らし・福祉を最優先に

II. 健康で文化的な生活を誰にでも

(3) 進められている「愛知多文化共生推進プラン2022」を一層充実させること

(質問要旨)

①愛知県内には日本語教育の必要な児童が東京都の3倍と日本一多くなっている。対策を市町村まかせにせず、県からも財政支援すること。2025年度から2026年度にかけて4校の県立夜間中学の開校が表明されているが、どのような事情がある生徒でも学びやすい学校にするための予算を十分にとること。

(回答)



教育は  
未来へつなぐ  
希望の輪

2023年10月23日(月)  
愛知県教育委員会あいちの学び推進課  
教育改革グループ  
担当 平野、袴田  
内線 3890、3891  
ダイヤル 052-954-7429

## 新しいタイプの定時制・通信制高校「フレキシブルハイスクール」 及び県立夜間中学の概要について

愛知県教育委員会では、2023年1月に、不登校経験者や外国にルーツをもつ方など多様な学習ニーズをもつ方々に対応する新しいタイプの定時制・通信制高校及び夜間中学を設置することを決定し、これまで具体化に向けて教育関係者による検討を進めてきました。

この度、新しいタイプの定時制・通信制高校と県立夜間中学の概要を下記のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

記

### 1 新しいタイプの定時制・通信制高校「フレキシブルハイスクール」について

#### (1) 設置のねらい

不登校経験者など多様な学習ニーズをもつ生徒にとって学びやすい高校として、全日制・昼間定時制・通信制の3課程を一つの学校内に置き、3課程間をフレキシブルに行き来して学べる新しいタイプの高校を設置する。

#### (2) 設置校・学科・募集人員

設置校	学科・募集人員(1学年)		
	全日制	昼間定時制	通信制
県立佐屋高等学校(愛西市)	農業科 家庭科	各学校 普通科 20人	各学校 普通科 40人程度
県立武豊高等学校(知多郡武豊町)	普通科		
県立豊野高等学校(豊田市)	普通科		
県立御津あおば高等学校(豊川市)	普通科		

#### (3) 開設時期

2025年4月

(4) 特徴

- ・既存の全日制課程を、興味や関心に合わせて自由に科目を選択し、自分のペースで学ぶことができる「単位制」に改編。
- ・小規模の昼間定時制課程と通信制課程を新たに併置。
- ・通信制課程のスクーリング※を原則平日に実施。
- ・スクーリングのない日にも登校し、教員への質問や自習が可能。
- ・他の課程に「転籍」し、同じ学校で学び続けることが可能。
- ・「併修」制度により、在籍する課程とは異なる課程の科目を履修し、単位を取得することが可能。

※スクーリング

登校して教員から直接レポートの指導や実技指導、講義を受けること。

(5) 学習のイメージ

通信制に入学した生徒が、「併修」制度を活用して大学進学を目指す場合

<p>1年目</p>	<p><b>通信制に入学</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週に1日登校してスクーリングを受けます。</li> <li>・スクーリングのない日は、自分のペースでレポート課題に取り組みます。</li> <li>・スクーリングのない日にも登校して、レポート課題についての質問や自習をします。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		月	火	水	木	金	1		■				2		■				3		■				4						5		■				6		■				7		■			
	月	火	水	木	金																																													
1		■																																																
2		■																																																
3		■																																																
4																																																		
5		■																																																
6		■																																																
7		■																																																
<p>2年目</p>	<p><b>「併修」により昼間定時制の科目を受講</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校することに慣れてきたので、通信制のスクーリングに加えて、昼間定時制の科目を併修します。</li> <li>・昼間定時制の生徒と交流し、人間関係や視野が広がります。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td>■</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td>■</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		月	火	水	木	金	1						2		■				3		■			■	4		■			■	5		■	■	■		6		■	■	■		7					
	月	火	水	木	金																																													
1																																																		
2		■																																																
3		■			■																																													
4		■			■																																													
5		■	■	■																																														
6		■	■	■																																														
7																																																		
<p>3年目</p>	<p><b>全日制の科目も「併修」により受講</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学進学に備えて、全日制の授業も併修します。</li> <li>・空き時間には、通信制のレポート課題や予習に取り組みます。</li> <li>・毎日登校して、3年間で卒業します。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td>■</td></tr> <tr><td>4</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td>■</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr> <tr><td>6</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		月	火	水	木	金	1						2		■				3	■	■	■		■	4	■	■	■		■	5		■	■	■	■	6	■	■	■	■	■	7					
	月	火	水	木	金																																													
1																																																		
2		■																																																
3	■	■	■		■																																													
4	■	■	■		■																																													
5		■	■	■	■																																													
6	■	■	■	■	■																																													
7																																																		

※通信制のスクーリングの曜日や時間割の設定は、学校ごとに異なります。

※4年間で卒業することもできます。

■ 通信制のスクーリング    ■ 昼間定時制の授業    □ 全日 全日制の授業

## 2 県立夜間中学について

### (1) 設置のねらい

日本語指導が必要な外国にルーツをもつ方や不登校などの理由により中学校に十分に通えなかった方に対する日本語の基礎指導や義務教育段階の学び直しに対応する夜間中学を設置する。なお、夜間定時制高校には、外国にルーツをもつ生徒が多く通っており、夜間の時間帯の学校運営の実績があることから、夜間中学は夜間定時制を置く高校に設置する。

### (2) 開校時期・中学校名・設置校

開校時期	中学校名	設置校
2025年4月	県立とよはし中学校	県立豊橋工科高等学校（豊橋市）
2026年4月	県立とよた中学校	県立豊田西高等学校（豊田市）
	県立こまき中学校	県立小牧高等学校（小牧市）
	県立いちのみや中学校	県立一宮高等学校（一宮市）

### (3) 対象生徒

県内に住所または勤務地があり、義務教育の年齢（満15歳）を超えた人で、次のいずれかに該当する人。

- ・日本または海外で義務教育を修了していない人。
- ・不登校など様々な事情によって十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人。  
※外国籍の人も入学可能。  
※住所に関わらず、どの学校も選択可能。  
※不登校の中学生は、在籍する中学校に籍を置いたまま「学びの場」として通うことが可能。授業は、他の夜間中学の生徒と一緒に受ける。

### (4) 生徒数

各中学校各学年1学級10人程度（定員なし）

### (5) 授業等

- ・昼間の中学校と同様、原則3年間学ぶ。  
※学習状況等に応じて、短縮することや最長6年まで延長することができる。
- ・1日の授業は、4時限（1時限：40分）。

夜間中学は、義務教育の年齢を超えている人を対象としていることから、夜間中学特有の取扱いとして、これまでの学習状況、社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われている場合には、教育課程の一部は改めて指導しなくてもよいとされている。



- ・授業時間などの日課は、17 時頃から 21 時頃までの間で、学校ごとに設定。

日課のイメージ（実際の日課は、各学校で異なる。）

17:00 ~ 17:35	給食等※
17:35 ~ 17:45	ホームルーム
17:45 ~ 18:25	1 時間目
18:35 ~ 19:15	2 時間目
19:25 ~ 20:05	3 時間目
20:15 ~ 20:55	4 時間目

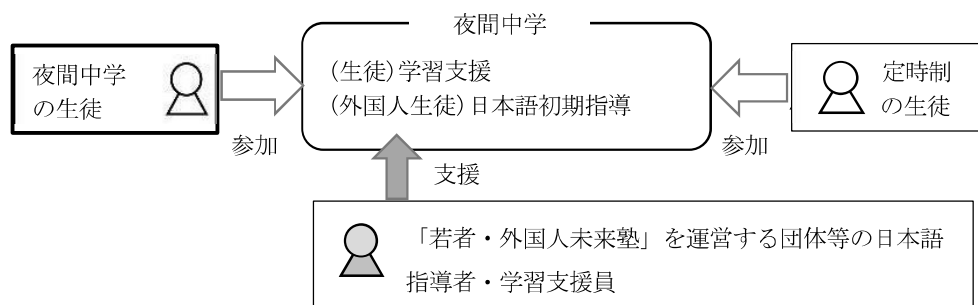
※給食を提供。（希望者のみ）

- ・次のコースの中から一つを選んで1年間学びます。
  - a. 学習状況（習熟度）に応じたコース
    - a 1. 中学校1年生相当のコース（小学校段階の学び直しを含む）
    - a 2. 中学校2年生相当のコース
    - a 3. 中学校3年生相当のコース
  - b. 日本語指導に重点を置いたコース
    - b 1. 日本語初心者から初級程度のコース
    - b 2. 日本語初級程度から中級程度のコース

※各教科の学習も行います。

- ・「若者・外国人未来塾」を運営する団体等、各地域で日本語教室や学習支援を実施している団体と連携し、始業前等の時間を活用して生徒への学習支援や日本語初期指導を実施。

学習支援のイメージ



(6) 入学までの手続き（県立とよはし中学校（2025年4月開校）の場合）

- 2024年夏頃 : 入学者説明会・体験入学  
 秋～冬頃 : 申込・面談（試験は行わない）  
 2025年4月 : 入学  
 ※年度途中の入学は、個別の相談による。

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 県民文化局 多文化共生推進室 多文化共生推進G )

<p>( 項 目 ) 第 1 章 暮らし・福祉を最優先に ・健康で文化的な生活を誰にでも (3) 進められている「愛知多文化共生推進プラン 2022」を一層充実させること</p>	
<p>( 質問要旨 ) 相談先の紹介だけでなく、その場で通訳を交えて相談できるワンストップサービスをつくること。また、平日休めない外国人のために土日夜間の相談や、無料通話のできる SNS をつかった相談サービスを行うこと。</p>	
<p>( 昨年度の回答 ) 愛知県では、2017 年度に策定した「あいち多文化共生プラン 2022」が 2022 年度末で計画期間満了となったことから、昨年 12 月に新たに策定した「第 4 次あいち多文化共生推進プラン」に沿って、各種の取組みを進めています。 ( 公財 )愛知県国際交流協会が設置する「あいち多文化共生センター」では、月～土曜日の午前 10 時から午後 6 時まで、多文化ソーシャルワーカーによる多言語や SNS での外国人相談に対応しています。</p>	<p>( 回答 ) ( 公財 )愛知県国際交流協会が設置する「あいち多文化共生センター」では、月～土曜日の午前 10 時から午後 6 時まで、多文化ソーシャルワーカーによる多言語や SNS での外国人相談に対応しています。</p>

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(農業水産局 園芸農産課 稲・麦・大豆G)

(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
1) 中小企業の技術を生かし、豊かな農林漁業振興で経済活性化を  
.食の安全を確保し、県土を守る豊かな農林漁業を

(質問要旨)

不作や国際的な需給変動があっても、国民が安心して国内産米を食べ続けられるようにするため、米の減産計画から増産に転換するよう国に求めること。国民の1年間の需要を賄う規模の備蓄を清楚化すること。格差と貧困対策として消費者への食糧支援を制度化すること。国内消費に必要としない外国産米(ミニマムアクセス米)の輸入調整を実施するよう国に求めること。

(回答)

米生産について、国は需要に応じた生産を引き続き推進するとしており、今後の動きについて注視しています。

本県においては、需要に応じた米の生産の観点に基づき、県産米の在庫が減少したことから、令和7年産は主食用米の作付目安を増加するよう提案しているところです。

備蓄米については、国が責任をもって取り組んでいると認識しており、本県としても生産者の安定的な販売先であると認識しています。

農業水産局では、食糧支援による貧困対策は所管していないため、取り組みの予定はありません。

ミニマムアクセス米については、国家間合意で決められた制度であるため、県として答える立場にないと認識していますが、水田農家の経営安定のための支援策を国へ要望していきます。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 農業水産局 農業振興課 農業共済・振興G )

(項 目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
1) 中小企業の技術を生かし、豊かな農林漁業振興で経済活性化を  
.食の安全を確保し、県土を守る豊かな農林漁業を

(質問要旨)

地球温暖化もあって台風や豪雨などの自然災害が増大化している。共済制度に農家が加入しやすいように補助をおこなうこと。

(回答)

○ 農業保険は農業共済と収入保険の2つの制度で構成されております。

農業共済制度において、農家が負担する掛金は、国がおおよそ50%を負担しております。また、収入保険制度において、農家は掛け捨ての保険料と積立金を組み合わせて保険に加入しますが、保険料の50%と積立金の75%は国が負担しています。

これらは国が所管している制度で、現行の保険水準について、国が農家負担を軽減するため、十分な財政支援をしていると考えております。

加入タイプには様々なものがあり、補償金額に応じて掛金や保険料を低く抑えることも可能です。また、収入保険については、令和6年からは従来からある積立方式を併用するタイプに加えて、保険方式のみのタイプが新設され、積立金の負担軽減を求めるニーズに応じております。このような点を紹介しながら県としても、農業共済及び収入保険制度の普及を支援してまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 県民文化局 男女共同参画推進課 男女共同参画G )

<p>(項 目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現</p> <p>2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現</p> <p>・すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を</p> <p>(1) 「ジェンダー平等社会」の推進</p>	
<p>(質問要旨)</p> <p>ジェンダー平等を推進するための総合的な体制を確立すること。</p>	
<p>(昨年度の回答)</p> <p>本県では、女性の活躍促進の取組を行う企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として認証する制度を設けております。</p> <p>認証に必要な取組項目の中には、「女性正規労働者が過去5年間で5%以上増加していること」「非正規雇用から正規雇用への転換制度があること」「育児や介護で退職した正規労働者の正規労働者への再雇用制度があること」など、女性が正規として働き続けることができるよう、企業における働きやすい環境づくりを促す項目も設けているところです。</p> <p>「あいち女性輝きカンパニー」の認証企業数は、今年10月末現在1,367社となっております。今後も、認証制度の普及等を通じて、女性の正規雇用を後押しするなど、引き続き、県内企業における女性活躍に向けた取組を促してまいります。</p>	<p>(回答)</p> <p>男女が性別にかかわらず、人として尊重され個性と能力を十分発揮することができる、真に心豊かな男女共同参画社会を築くことはたいへん重要であると認識しております。</p> <p>県としては、「愛知県男女共同参画推進条例」及び県の男女共同参画計画である「あいち男女共同参画プラン2025」に基づき、職場、地域、学校、家庭など、社会のあらゆる分野において男女平等を推進する取組を進めてまいります。なお、推進体制としては、庁内に知事を議長とする愛知県男女共同行政推進会議を設置し、男女共同参画に関する施策について関係部局と連携して取り組んでまいります。</p>

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 県民文化局 男女共同参画推進課 男女共同参画G )

( 項 目 ) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

・すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(1) 「ジェンダー平等社会」の推進

( 質問要旨 )

選択制夫婦別姓を実現する民法の改正を国に強くもとめること。

( 回答 )

選択的夫婦別姓を導入する民法改正案は、1996年に法制審議会が「民法一部改正案要綱」を答申して以来、たびたび国会に提出されていますが、いずれも廃案となっております。

また、2021年度から5年間を計画期間とする国の第5次男女共同参画基本計画においては、賛否それぞれの意見を踏まえた結果、当初案に比べ、同制度に関する記述が後退することとなりました。

最近の動きとしましては、2024年6月に、日本経済団体連合会が、選択的夫婦別姓制度について、政府が一刻も早く改正法案を提出し、国会において議論を行うよう提言しております。さらに、女性差別撤廃条約に基づき、国連の女性差別撤廃委員会が2024年10月に日本への審査を行った際には、選択的夫婦別姓制度の導入について勧告しました。

愛知県議会からは、2001年9月議会及び2021年9月議会において、選択的夫婦別姓制度の導入を検討するよう要望する意見書を議決し、国に提出しています。

本県としましては、民法の改正が必要であることから、国会における議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(県民文化局 社会活動推進課 青少年G)

(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

・すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(1) 「ジェンダー平等社会」の推進

(質問要旨)

女性を性的対象として扱う成人向け雑誌を規制すること。

(回答)

当課においては、愛知県青少年保護育成条例を所管しております。

この条例は、青少年(18歳未満の者をいう。)の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与することを目的としています。

条例中の有害図書類に関する規制(第6条・第7条)では、

- ・性交等のページ数が20ページ以上あるもの等を規則で包括指定したもの
- ・「著しく性的感情を刺激するもの」、「著しく残虐性を有するもの」、「自殺又は犯罪を誘発するおそれのあるもの」のいずれかに該当すると認め、告示で個別指定したもの
- ・知事の指定を受けた業界団体が審査し、青少年に閲覧等させることが不相当と認められたものについて、図書類取扱業者による青少年への販売等を禁止しています。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(防災安全局 県民安全課 安全なまちづくりG)

(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

・すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(1) 「ジェンダー平等社会」の推進

(質問要旨)

女性を性的対象として扱う成人向け雑誌を規制すること。

(回答)

防災安全局県民安全課では、性犯罪・性暴力被害者への支援事業を実施しています。具体的には、被害者に対して医療支援やカウンセリング等を1か所で提供する、ワンストップ支援センター(性暴力救援センター日赤なごやなごみ)の運営を、2019年度から、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院に委託するとともに、ワンストップ支援センターを始めとする性犯罪・性暴力被害者支援相談窓口の周知を行っています。

被害者の多くが警察に被害を相談することができず、医療やカウンセリングなどの適切な支援に結びついていない状況があることから、今後も、ワンストップ支援センターを始めとする相談窓口の周知等に取り組んでまいります。



## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(県民文化局 男女共同参画推進課 女性の活躍促進G)

(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

.すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(2) 誰もが自立して働ける愛知を

(質問要旨)

全国24位にあるジェンダーギャップ指数の改善を図ること。特に全国42位にあるフルタイムでの男女間の賃金格差、全国40位にあるフルタイムの仕事に従事する割合は早急に解消するように努めること。このため、賃金・処遇等の差別の是正を企業に求めるとともに、女性の正規雇用を促進するよう産業界、教育界に強く働きかけること。

(回答)

男女間の賃金格差が発生する要因としては、女性の勤続年数が短いこと、管理職の割合が低いこと、非正規雇用で働く割合が高いこと等が言われており、格差解消のためには、企業における女性の「定着」と「活躍」に向けて取り組んでいく必要があると認識しています。企業における女性の「定着」と「活躍」に向けては、企業側の意識、特に男性経営者の意識改革が重要であると考えられることから、「あいち女性の活躍促進サミット」での好事例の紹介や、「女性活躍のための環境支援セミナー」を通じて、中小企業の経営者や人事担当者の意識改革に取り組んでおります。

また、本県では、女性の活躍促進に取り組む企業を「あいち女性輝きカンパニー」として認証する中で、企業の取組項目に「非正規雇用から正規雇用への転換制度があること」や「男女の賃金の差異を、法律に定められた以上の詳細な情報を公表している」といった、賃金格差の解消につながる項目も設定し、取組を促しているところです。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 経済産業局 産業政策課 広報・企画調整 G )

( 項 目 ) 第 3 章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

・すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(2) 誰もが自立して働ける愛知を

( 質問要旨 )

全国 24 位にあるジェンダーギャップ指数の改善を図ること。特に全国 42 位にあるフルタイムでの男女間の賃金格差、全国 40 位にあるフルタイムの仕事に従事する割合は早急に解消するように努めること。このため、賃金・処遇等の差別の是正を企業に求めるとともに、女性の正規雇用を促進するよう産業界、教育界に強く働きかけること。

( 回答 )

愛知県では、2015 年に、県内企業における女性の活躍や雇用の促進について意見交換するため、県内の建設業、製造業、運輸業、卸売り・小売業、エネルギー供給関係などの産業から 17 企業に参加いただき、あいちウーマノミクス研究会女性雇用促進グループを立ち上げました。

それ以来、研究会の場において、女性の雇用を促進する各社の取組等について発表いただき、各社が抱える課題などについて意見交換するとともに、愛知県から女性の雇用促進や活躍について働きかけてまいりました。

さらには、広く県内企業における女性の雇用促進につなげるため、研究会に参加する各社の先進的な取組等について、県 WEBSITE にて公表してまいりました。

併せて、女性が様々なライフイベントに合わせた働き方・活躍ができるための支援として、起業を選択・考えている女性や女性起業家を対象とした支援プログラムについても実施しております。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(労働局 労働福祉課 労使関係G、仕事と生活の調和推進G)

(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

・すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(2) 誰もが自立して働ける愛知を

(質問要旨)

全国24位にあるジェンダーギャップ指数の改善を図ること。特に全国42位にあるフルタイムでの男女間の賃金格差、全国40位にあるフルタイムの仕事に従事する割合は早急に解消するように努めること。このため、賃金・処遇等の差別の是正を企業に求めるとともに、女性の正規雇用を促進するよう産業界、教育界に強く働きかけること。

該当箇所：マーカー部分

(回答)

### ○ 労働法の周知

同一労働同一賃金(労働基準法)や、女性が性別により差別されることなく能力を十分発揮できる雇用環境の整備(男女雇用機会均等法)などを掲載した啓発冊子を作成し、労使関係者へ配付しております。

### ○ 子育て女性の再就職支援

出産、育児等を機に離職した女性の再就職を支援するため、愛知県産業労働センターに「あいち子育て女性再就職サポートセンター(ママ・ジョブ・あいち)」を設置・運営し、キャリアカウンセラー等の専門家による相談・カウンセリングや再就職への不安を解消するためのセミナー、企業での職場実習・見学会、就職説明会等を実施しております。

### ○ 仕事と育児等との両立支援に向けた環境整備

従業員が仕事と育児・介護等を両立できるよう積極的に取り組む「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を促進しております。

また、育児の負担が女性に偏っている現状を改善するため、男性が積極的に育児を行い、仕事と両立できるよう、男性の育児休業取得を促進する中小企業等に対し、奨励金の支給やアドバイザー派遣等の伴走支援を実施しております。

上記の取組を通じて、引き続き、女性の正規雇用を支援してまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(教育委員会 教職員課 小中学校人事G)

(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

・すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(2) 誰もが自立して働ける愛知を

(質問要旨)

全国24位にあるジェンダーギャップ指数の改善を図ること。特に全国42位にあるフルタイムでの男女間の賃金格差、全国40位にあるフルタイムの仕事に従事する割合は早急に解消するように努めること。このため、賃金・処遇等の差別の是正を企業に求めるとともに、女性の正規雇用を促進するよう産業界、教育界に強く働きかけること。

(回答)

愛知県の教員の正規雇用については、性別に関係なく平等に、教員採用選考試験の成績優秀者を採用しております。

○ 令和6年4月1日現在、教員採用者に占める女性の割合は、全体で52.9%となっております。

○ 引き続き、平等な採用に努めてまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(県民文化局 学事振興課 公立大学法人G)

<p>(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現</p> <p>2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現          ・ 青年が希望を持って学び、働ける愛知を</p>	
<p>(質問要旨)</p> <p>多くの学生が、アルバイトを主な収入源としており、物価高騰などで生活危機に直面している。県独自の支援策を緊急に講じること。</p>	
<p>(昨年度の回答)</p> <p>国は、経済的に困難な学生を支援するため、従来からの貸与型奨学金に加え、平成29年度から給付型奨学金を開始し、令和2年度には「大学等における修学の支援に関する法律」を定め、給付型奨学金の制度の拡充を図るとともに、授業料及び入学金の減免制度も開始しました。</p> <p>この制度では、世帯年収に応じて給付等を受けることが可能で、例えば住民税非課税世帯の国公立大学の学生で自宅外通学の場合、授業料と入学金が全額免除になるとともに、年約80万円の給付型奨学金を受けることができます。さらに、令和6年度からは、扶養する子どもが3人以上の多子世帯と私立の理学・工学・農学系の学生を対象に、世帯年収が概ね600万円の世帯まで支援が拡充される方向で調整が行われております。</p> <p>学事振興課では、愛知県公立大学法人が実施する授業料及び入学金の減免に要する費用を、県から法人に交付しています。</p> <p>今後も、国の動向などを注視しながら、学生支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、国に対しても、経済的困難が生じた学生等に対する奨学金・給付金制度の継続・拡充・運用改善等の実施について、全国知事会を通じて引き続き要望してまいります。</p>	<p>(回答)</p> <p>学事振興課では、当課が所管する愛知県公立大学法人が運営する愛知県立大学及び愛知県立芸術大学についてお答えします。</p> <p>県立の2大学では、国の高等教育の修学支援新制度に基づき低所得者世帯及びそれに準ずる世帯の学生への授業料及び入学金の減免を実施しております。</p> <p>国に対しても、全国知事会を通じて、家庭の環境や経済状況に関わらず希望する教育を受けられるよう、高等教育の修学支援新制度について、所得制限や支給制限の撤廃など支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国の責任と財源において確実に授業料の無償化を進めることを要望してまいります。</p>

(今年度の回答)

【令和6年度奨学給付金(国公立)】

(年額)

区 分	生活保護 受給世帯	非課税世帯(生活保護受給世帯を除く)	
		第1子の高校生 等がいる世帯	第2子以降の高校生 等がいる世帯
全日制・定時制	32,300 円	R5 117,100 円	R5,R6 143,700 円
高等専門学校		R6 122,100 円	
専修学校		R5,R6 50,500 円	
通信制			
専攻科			

私立学校分については、私学振興室の所管

令和2年度からは、家計急変により年間収入見込額が非課税相当となる世帯も支給対象

令和4年度及び令和5年度は、上記のほかに物価高騰の影響を受ける学習費について、対象生徒1人につき、特別給付金20千円を加算支給

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 県民文化局 学事振興課私学振興室 奨学G )

( 項 目 ) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
 2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現  
 ・ 青年が希望を持って学び、働ける愛知を

( 質問要旨 )  
 多くの学生が、アルバイトを主な収入源としており、物価高騰などで生活危機に直面している。県独自の支援策を緊急に講じること。

<p>( 昨年度の回答 )</p> <p>国は、経済的に困難な学生を支援するため、従来からの貸与型奨学金に加え、平成 29 年度から給付型奨学金を開始し、令和 2 年度には「大学等における修学の支援に関する法律」を定め、給付型奨学金の制度の拡充を図るとともに、授業料及び入学金の減免制度も開始しました。</p> <p>さらに、令和 6 年度からは、扶養する子どもが 3 人以上の多子世帯と私立の理学・工学・農学系の学生を対象に、世帯年収が概ね 600 万円の世帯まで支援が拡充される方向で調整が行われております。</p> <p>私学振興室では、私立専修学校専門課程に通学する生徒に対する支援として、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、学校法人等が実施する授業料及び入学金の減免に要する費用を、県から法人に交付しています。</p> <p>また、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成 26 年度から国の補助事業を活用した「高等学校等奨学給付金」制度を創設し実施しています。</p> <p>令和 4 年度と令和 5 年度については、物価高騰の影響を受ける学習費を支援するため、県独自の施策として、奨学給付金を加算して支給しています。</p> <p>【愛知県高等学校等奨学給付金(私立)】の一覧表は、別添資料参照(33ページ)</p>	<p>( 回答 )</p> <p>国は、経済的に困難な学生を支援するため、従来からの貸与型奨学金に加え、平成 29 年度から給付型奨学金を開始し、令和 2 年度には「大学等における修学の支援に関する法律」を定め、給付型奨学金の制度の拡充を図るとともに、授業料及び入学金の減免制度も開始しました。</p> <p>また、令和 6 年度には、扶養する子どもが 3 人以上の多子世帯と私立の理学・工学・農学系の学生を対象に、世帯年収が概ね 600 万円の世帯まで支援が拡充されました。</p> <p>さらに、令和 7 年度からは、扶養する子どもが 3 人以上の多子世帯の学生については、所得制限なしで授業料等を無償化する方向で調整が行われております。</p> <p>私学振興室では、私立専修学校専門課程に通学する生徒に対する支援として、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、学校法人等が実施する授業料及び入学金の減免に要する費用を、県から法人に交付しています。</p> <p>また、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成 26 年度から国の補助事業を活用した「高等学校等奨学給付金」制度を創設し実施しています。</p> <p>令和 4 年度と令和 5 年度については、物価高騰の影響を受ける学習費を支援するため、県独自の施策として、奨学給付金を加算して支給いたしました。</p>
---	---

(今年度の回答・一覧表)

【令和6年度奨学給付金(私立)】

(年額)

区 分	生活保護 世帯 1	非課税世帯(生活保護受給世帯を除く)	
		第1子の高校生 等がいる世帯	第2子以降の高校生 等がいる世帯
全日制・定時制	52,600円	R4 134,600円	R4,R5,R6 152,000円
高等専門学校		R5 137,600円	
専修学校 高等課程		R6 142,600円	
通信制		R4,R5,R6 52,100円	
専攻科			

1 生活保護法の規定による生業扶助を受給している世帯

令和2年度からは、家計急変により今年の収入が県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯も支給対象

令和4年度と令和5年度に物価高騰の影響を受ける学習費を支援するため、愛知県独自の施策として行った奨学給付金の加算額は、対象生徒1人につき2万円

公立学校分については、教育委員会高等学校教育課の所管

今後も、国の動向などを注視しながら、学生支援に取り組んでまいります。

また、国に対しても、経済的困難が生じた学生等に対する奨学金・給付金制度の継続・拡充・運用改善等の実施について、全国知事会を通じて引き続き要望していきます。



# 革新県政の会 2025年度予算要望について

(教育委員会 高等学校教育課 奨学G)

<p>(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現 2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現 ・青年が希望を持って学び、働ける愛知を</p>	
<p>(質問要旨) 多くの学生が、アルバイトを主な収入源としており、物価高騰などで生活危機に直面している。県独自の支援策を緊急に講じること。</p>	
<p>(昨年度の回答) 高校生を対象とした、高等学校等奨学金の返還は、無利息である他、大学等に進学した場合の在学猶予制度、所得が低い世帯の貸与者に対しての所得連動返還猶予制度を設けており、奨学金返還者への配慮を行っております。 また、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度から国の補助事業を活用した「高等学校等奨学給付金」制度を創設し実施しています。 令和4年度と令和5年度については、物価高騰の影響を受ける学習費を支援するため、県独自の施策として、特別給付金を加算支給しています。</p> <p>【愛知県高等学校等奨学給付金(国公立)】の一覧表は、別添の資料を参照(34ページ)</p>	<p>(回答) 高等学校教育課では、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度から国の補助事業を活用した「高等学校等奨学給付金」制度を創設し実施しています。 令和4年度と令和5年度については、物価高騰の影響を受ける学習費を支援するため、県独自の施策として、特別給付金を加算支給しています。 なお、給付金額については、国において年々拡充されていることから、今後も、国庫補助事業である本事業の動向について注視してまいります。</p> <p>【愛知県高等学校等奨学給付金(国公立)】</p> <p>○ 予算額 令和6年度：1,350,027 千円(令和5年度：1,380,094 千円)</p> <p>○ 対象 ア 国公立の高等学校、専修学校等在学者 イ 親権者が愛知県在住 ウ 県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯</p>

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(労働局 就業促進課 若年者雇用対策G)

(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

Ⅱ. 青年が希望を持って学び、働ける愛知を

(質問要旨)

⑧医療・介護・福祉・保育など公共的な業務を支えている職員の奨学金返済制度を実施し、人材確保の仕組みをつくること。また、2024年度に創設された中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金の支援期間及び、補助額をともに拡充すること。

(回答)

中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金については、中小企業の人材確保を図るため、今年度から新たに制度を創設し、支援を必要としている中小企業や求職者に対して周知を図っているところです。

まずは、中小企業や求職者に本制度を認知してもらい、積極的に活用していただけるよう、働きかけてまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(労働局 労働福祉課 労使関係G)

<p>(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現</p> <p>2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現</p> <p>・ 県民がいきいき働けるルールづくりを</p>	
<p>(質問要旨)</p> <p>最低賃金の積極的な引き上げを求め多くの知事らが先頭に立っている。愛知県においても最低賃金を全国一律時給 1500 円以上にするために知事が先頭に立つこと。これと合わせて中小企業でも時給 1500 円以上を支払えるように支援策の抜本的強化を国に求めるとともに県独自の支援も行うこと。</p>	
<p>(昨年度の回答)</p> <p>最低賃金は、令和5年10月1日から1,027円に改定されました。引き上げ幅は41円で去年の31円を上回り過去最大となりました。</p> <p>賃金の引上げによる経営上の不安などについてお悩みをお持ちの事業者の方へは、労働相談を通じて、業務改善助成金や働き方改革推進支援資金を案内しております。</p> <p>国の動向を注視しながら対応してまいります。</p>	<p>(回答)</p> <p>最低賃金は、令和6年10月1日から1,077円に改定されました。引き上げ幅は50円で去年の41円を上回り過去最大となりました。</p> <p>賃金の引上げによる経営上の不安などについてお悩みをお持ちの事業者の方へは、労働相談等を通じて、業務改善助成金や働き方改革推進支援資金を案内しております。</p> <p>引き続き県民への周知を行うとともに、国との連携を密に図り、対応してまいります。</p>

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 会計局 管理課 会計企画・調整G )

( 項 目 ) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現  
・ 県民がいきいき働けるルールづくりを

( 質問要旨 )

公契約条例で、賃金・報酬下限額を設定する条例改正を行うこと。賃金および報酬単価は時給 1500 円以上とすること。賃金単価及び報酬単価の報告結果を集計・分析し効果を検証すること。また、報告を義務づける契約額を大幅に引き下げること。

( 回答 )

- ・ 労働の対価である賃金につきましては、事業者の給与体系、経営状況、労働者の経験年数、技量などの様々な要因で決定されるものであり、条例に基づき契約で一律に定めることにはなじまないと考えております。
- ・ 県では、報酬下限額の設定に代えて、労働環境の確認として、特定公契約の契約業者から、労働関係法令の遵守について確認する「労働環境報告書の提出」をしていただいております。
- ・ 下請事業者も含む、特定公契約に携わる全ての事業者が提出・報告対象となっており、今後においても毎年、数多くの報告書が提出される見込みであるため、現行の基準による取組でも裾野は非常に広いと考えております。
- ・ これらの取組により、事業者の労働関係法令の遵守等に対する意識付けが進み、公契約のもとで働く労働者の労働環境の整備につながっているものと考えております。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(労働局 労働福祉課 労使関係G)

<p>(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現</p> <p>2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現</p> <p>・ 県民がいきいき働けるルールづくりを</p>	
<p>(質問要旨)</p> <p>県労働委員会が労働者の救済機関としての役割を果たすため、また、南医療生協事件のように労働委員会が不当労働行為に関与するなどという事態が二度とおこらぬよう公益委員には労働問題の専門家である労働法学者を任命すること。</p>	
<p>(昨年度の回答)</p> <p>○ 労働委員会委員の任命にあたっては、労働組合法を始め関係法令に基づき、総合的に判断して選任しております。また、任命された方々は専門分野に関わらず、公平・中立な立場から誠実に職務に専念されていると認識しております。</p>	<p>(回答)</p> <p>○ 労働委員会委員の任命にあたっては、労働組合法を始め関係法令に基づき、総合的に判断して選任しております。また、任命された方々は専門分野に関わらず、公平・中立な立場から誠実に職務に専念されていると認識しております。</p>

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(労働局 労働福祉課 労使関係G)

(項目) 第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現  
・ 県民がいきいき働けるルールづくりを

(質問要旨)

厚生労働省「労働基準関係法制研究会」で検討がすすめられている「デロゲーション」の範囲拡大などについては、最低限の労働基準を定める労働基準法の解体につながる懸念が強いため、県として労働者保護の立場を堅持すること。

(回答)

「労働基準関係法制研究会」において労働時間規制の例外や撤廃を一部認める「デロゲーション」の範囲拡大が議論されていることは、県としても認識しております。

11月12日の同研究会において示された議論のたたき台では、「労使が対等に協議して合意に至ることのできる環境を確保していくことが重要」としつつ、現行の過半数代表制が抱える課題の解消に早急に取り組む必要がある旨が述べられています。

県としては、労働者が不利な立場に置かれることのないよう、引き続き国の動向を注視しながら対応してまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(アジア・アジアパラ競技大会推進局 計画推進課 大会支援G)

<p>(項目) 第3章県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現 3)文化、芸術、スポーツが光る愛知を .スポーツのあり方を県民本位の施策で</p>	
<p>(質問要旨) 2026年に愛知県と名古屋市共催によるアジア・アジアパラ競技大会が予定されている。この両競技大会によって、ただでさえ足りない県内スポーツ施設が、さらに利用困難になる恐れがある。長期的な施設計画をたてて利用者負担の低減を行い、より多くの県民がスポーツを日常的に楽しめる環境を整えること。</p>	
<p>(昨年度の回答) アジア競技大会においては、現在、41の実施競技と53の競技会場を仮決定しています。また、アジアパラ競技大会については、18の実施競技と19の競技会場が候補会場として、決定されています。それらの競技会場については、大会前の施設改修や大会用の仮設物の準備や撤去等のため、一般の利用者が利用できない期間が発生することも予想されますが、極力ご不便をかけないよう配慮していきたいと考えております。しかしながら、一部の競技会場においては、大会開催に合わせて、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化などの改修が実施され、利用者の方にとって、これまでよりも使いやすいものになりますので、ご理解を頂きたいと思っております。また、両大会は、普段なかなか見ることができないアジアのトップアスリートのプレーを身近な施設で見られる絶好の機会となりますので、是非お楽しみいただきたいと考えております。</p>	<p>(回答) 競技会場としてのスポーツ施設の使用については、現在、大会組織委員会が各施設と調整を進めております。各施設においては、大会開催期間中に加えて、大会運営に必要なとなる仮設整備や撤去、現状復旧等に必要な期間も含めて使用させていただく予定となっておりますが、施設の利用者や競技団体等の皆様には、極力ご不便、ご迷惑をお掛けすることないように配慮していきたいと考えております。このため、まずは各施設及び利用者の皆様のご理解を得られるよう、施設使用期間などを早期に周知できるよう調整してまいります。 また、大会開催に向けた市町村所有施設の改修のうち、大会後も県民・市民利用やスポーツイベントの招致・開催にメリットの大きい、照明のLED化、トイレの洋式化、バリアフリー化などを対象とした補助制度を2022年度から実施しております。引き続き、より利用しやすい施設の整備の後押しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。</p>

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(アジア・パラ競技大会推進局 企画調整課 調整G)

(項目) 第3章県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
3)文化、芸術、スポーツが光る愛知を  
.スポーツのあり方を県民本位の施策で

(質問要旨)

アジア・パラリンピック競技大会の開催経費が当初発表の150億円から200～230億円に膨れ上がる見込みと言われている一方で、アジア競技大会の開催経費は未だ850億円の予定のまま具体的に示されていない。そして2016年以来一切修正してこなかった開催経費が2024年9月21日の共同通信の報道によると2026年愛知・名古屋アジア競技大会とアジアパラ競技大会の開催経費が、当初想定の見積り1千億円から大幅に増大し、2千億円超となる可能性が浮上していることが関係者への取材で分かったとされている。差額の1千億円について、基金を活用するなど県民負担とならないように国の支援を取り付けることも含め検討し、開催経費の透明性を高め、県民で議論できる資料を示すこと。

(回答)

現在、大会組織委員会では、OCAやAPC、競技団体などと協議や調整をしており、個別の競技ごとに、会場の整備や、各会場の警備、輸送など大会運営に係る様々な計画を検討し作成を進めており、経費の積算を行っているところであります。

建設資材や人件費の高騰など社会経済状況の変動により、大会経費には上振れの要因はありますが、一方で経費の削減や抑制に向けて様々な工夫、努力を行っております。

愛知・名古屋2026大会は、大会の質を保ちながら経費の抑制を図り、簡素で合理的、機能的でありつつ、大会の開催意義や理念をしっかりと踏まえた、新たな国際総合スポーツ大会のモデルとなることを目指しております。

また、両大会への支援について、2024年度は5月と7月に国による支援を行っていただくことを要請しております。

これまでもアジアパラ競技大会の開催経費やクルーズ船の活用の検討など、大きな決定事項があればその都度、組織委員会理事会の結果報告や記者発表などを通じて説明してまいりました。引き続き、県民の皆様にご丁寧に説明してまいりたいと考えております。



## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(アジア・アジアパラ競技大会推進局 企画調整課 調整G)

(項目) 第3章県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
3)文化、芸術、スポーツが光る愛知を  
.スポーツのあり方を県民本位の施策で

(質問要旨)

東京オリパラの汚職を教訓に政策の計画、実施にあたっては情報開示を念頭に置き汚職の温床にならないものとする。スポーツの商業化を防ぎ、県民の利益を第一の施策とすること。

(回答)

東京2020大会後、スポーツ庁等が設置したプロジェクトチームにより、2023年3月、適切な組織運営を行う上で遵守すべき、ガバナンス強化に係る指針が公表されました。

これを受けて、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会では、外部有識者で構成するコンプライアンス委員会を設置し、2023年8月に第1回会議を開催しました。

また、2024年度より内部統制室を設置し、利益相反管理の在り方、マーケティング事業の在り方など、適切なガバナンス体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(スポーツ局 愛知国際アリーナ課 調整G)

(項目) 第3章県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現  
3)文化、芸術、スポーツが光る愛知を  
.スポーツのあり方を県民本位の施策で

(質問要旨)

2025年竣工予定の新愛知県体育館(IGアリーナ)ですが、イベントホールの要素が高く、県民のスポーツ要求に応える要素が弱くなっているように感じる。使用料金設定、利用方法の簡素化、周知など県民の日常的なスポーツ要求に応える施設運営に努めること。

(回答)

愛知県新体育館は、メインアリーナの他にサブアリーナを備えている。サブアリーナの面積は約2,600㎡で、現体育館の第一競技場(2,468㎡)と同等の広さを有しており(2分の1利用・4分の1利用も可能)、県民のスポーツ活動の拠点として使っていただくことを想定している。また、バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントンなどのスポーツ器具を備え付けており、ご利用いただくことができる。

この他に、1時間単位で利用できるスタジオと会議室も備えており、スポーツ教室等の会場として使っていただくことを想定している。

<利用料金(抜粋)>

区分	一般利用
サブアリーナ	全部利用：68,000円、1/2利用：34,000円 1/4利用：17,000円 〔全日(9:00~21:30)の料金 午前・午後・夜間の料金も設定〕
スタジオ 会議室	1時間あたり 900円

サブアリーナ、スタジオ等の一般利用は、株式会社愛知国際アリーナのホームページ内の予約システムから手続きを行っていただくこととしている。利用規約及び利用案内についても同ホームページに掲載している。

国際水準を満たすグローバルアリーナをコンセプトとしつつ、県民のスポーツ活動にもお使いいただける施設として整備・運営していく。

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

(建築局 住宅計画課 防災まちづくりG)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ  
I.地震・風水害、原発災害から県民を守るために  
(1) 令和6年能登半島地震の教訓を今後活かす

(質問要旨)

①住宅等の耐震化を強力に推進すること。耐震化率が低い地域で空き家を含む家屋が多数倒壊した。公費解体はほとんど進んでいないことから、緊急輸送道路沿いの建物が倒れ、幹線道路がふさがれている。愛知県下の住宅耐震化は約8割だが26%の東栄町など耐震化率が低い地域もある。県として市町村ごとの耐震化データを公表すること。耐震改修補助額を引き上げ、自己負担も無くすこと。市町村の耐震化を引き上げる個別支援策を県としてつくること。愛知県の第一次緊急輸送道路沿いの建物の耐震化は22%であり、早急に対策を講じること。液状化による建物被害への対策を予防策もふくめて進めること。

○地震対策として、住宅・建築物の耐震化は重要であり、耐震化を促進する方策の1つとして、所有者の費用負担を軽減することが必要であると認識している。

○そこで、住宅については、2002年度に木造住宅の無料耐震診断制度を開始し、2003年からは耐震改修費に対する補助制度を創設、2011年度と2018年度には補助の上限額を増額するなどの拡充をするとともに、大学や建築関係団体等と連携して「低価格耐震改修工法」を開発するなど、費用負担を軽減する支援を実施している。

○また、段階的耐震改修、耐震シェルター整備や除却など多様な補助メニューを用意し、住宅所有者が個々の事情に応じた耐震化・減災化ができるよう取り組んでいる。

○さらに、今年度からは、市町村が行っている所有者等への戸別訪問に、県の建築職員が同行し、耐震化の重要性について分かりやすく説明する支援も新たに行っている。

○なお、市町村の耐震化率については、国土交通省が公表している。

○次に、耐震診断を義務付けた第1次緊急輸送道路等の沿道建築物については、2015年度に耐震改修費補助を創設、2021年度に除却も補助対象とし、所有者の事情に応じた支援ができるよう拡充を行っている。

○今後も引き続き、市町村と連携して、住宅・建築物の耐震化にしっかり取り組んでいく。

○また、液状化対策については、今後の国の施策状況について、情報収集に努め、注視を続けていく。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(防災安全局 災害対策課 災害対策G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

.地震・風水害、原発災害から県民を守るために

(2) 初めての南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」への対応を今後活かす

(質問要旨)

注意情報発令時のマニュアルに沿った行動ができたか検証すること。県の防災本部の立ち上げ、県民へのメッセージや情報発信、発令時のマニュアルの妥当性、とくに警戒情報に比べて注意情報への対応が軽視されていなかったかなど検証すること。

(回答)

8月8日の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を受けて、愛知県では、直ちに災害対策本部を立ち上げ、職員220人体制で24時間、地震への警戒に当たるとともに、知事から県民の皆様に向けてメッセージを発しました。

また、翌9日には災害対策本部会議を開催し、県民の皆様には冷静で落ち着いた行動を呼びかけるとともに、地震への備えとして特に再確認いただきたい事項について周知を図りました。

こうした内容については、関係機関に通知するとともに、市町村に対しては、オンラインでの説明会を開催して、臨時情報に関する正確な情報の伝達を徹底いたしました。

その間、外国人県民に対するやさしい日本語や多言語での情報発信、外国人旅行者に対するWebサイトを通じた注意喚起にも取り組んでおります。

国においては、今回の臨時情報の発表に関して、検証を行うこととしております。本県としては、そうした国の検証の動向を踏まえながら、今後も引き続き、時宜をとらえて県民の皆様には南海トラフ地震に関する情報を発信し、日頃から、地震への備えに取り組んでいただけるよう、周知啓発に努めてまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(防災安全局 災害対策課 支援G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

.地震・風水害、原発災害から県民を守るために

(2) 初めての南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」への対応を今後活かす

(質問要旨)

県民に呼びかけた備蓄の充実を愛知県として率先して行い、備蓄物資を拡充すること。

(説明要旨)

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を受け、県では、非常用持ち出し品、自宅での避難生活用品など、備蓄品の準備を呼びかけたところです。
- また、非常用持ち出し品や備蓄品などのリストを示した「防災・減災 備えるガイド」を、知事メッセージとともに県 Web ページで周知しました。
- 一方、平時からの取組みとしては、県民に対し可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度の食料及び飲料水の備蓄を、県 Web ページや防災イベント等で呼びかけています。
- 愛知県及び県内市町村の取組みとしましても、食料や生活必需品等の備蓄を行っており、備蓄物資量は、県 Web ページでも公表しています。更に、県内市町村に対しては、備蓄物資購入に対して「南海トラフ地震等対策事業費補助金」を交付して、財政支援を行い、備蓄が拡充するよう努めております。
- 引き続き、行政・県民・事業者等が一丸となって、南海トラフ地震等の大規模災害に対し備えることができるように、取り組んでまいります。

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

(防災安全局 災害対策課 支援G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

・地震・風水害、原発災害から県民を守るために

(4) 台風など予測される大規模災害には災害救助法の事前適用を原則とする

(質問要旨)

迷走、停滞した台風10号により蒲郡市の土砂崩れや東三河地方での浸水被害が発生し、東海道新幹線の計画運休など交通機関も大きな影響を受けた。一方で、災害救助法を迅速に適用し、災害発生初期段階および災害のおそれのある段階から必要な手立てをとることができた。今回の経験を活かし、災害救助法の事前適用を積極的に活用し、先手の災害対応を推進すること。

(説明要旨)

令和6年台風第10号に伴う土砂崩れが発生した蒲郡市では、災害発生後、避難指示が発令され、長期にわたる避難生活が見込まれることから、速やかに災害救助法を適用しました。また、災害発生のおそれのある段階から10市7町2村(豊橋市・岡崎市・豊川市・津島市・豊田市・犬山市・小牧市・新城市・高浜市・田原市・東郷町・豊山町・蟹江町・飛島村・東浦町・幸田町・設楽町・東栄町・豊根村)にも災害救助法を適用しました。

災害発生のおそれのある段階での適用には、国の災害対策本部の設置等の要件が存在しております。今回はその要件を満たしており、また通常の台風と違い、台風の長期化及び大雨警報の長期化等により被害のおそれがある状況下であったため、今回、県として初めての「おそれ段階での適用」を実施できました。

今後も、台風の進路や規模、気象庁からの情報、降雨状況等を多角的に検討して、国(内閣府)・県内市町村と調整を図りながら、災害救助法の適用についてしっかり判断してまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(環境局 地球温暖化対策課 計画推進G、活動支援G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

・「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

(質問要旨)

石炭火力発電は世界の趨勢に反する。水素・アンモニア混焼もその製造全過程を含めて考えると、CO<sub>2</sub>削減にならない。脱火力発電に舵をきること。

(回答)

国の第6次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラル、2030年度の46%削減目標の実現に向け、2030年度における再生可能エネルギーの電源構成比を36~38%程度に引き上げるとともに、火力発電の比率をできる限り引き下げることとしています。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(経済産業局 産業科学技術課 水素社会実装推進室 水素事業G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

・「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

(質問要旨)

石炭火力発電は世界の趨勢に反する。水素・アンモニア混焼もその製造全過程を含めて考えると、CO<sub>2</sub>削減にならない。脱火力発電に舵をきること。

(回答)

火力発電は、電力需要の増加に対応していくことに加え、再生可能エネルギー等の発電の変動に対応するための欠かせない調整電源という役割もあり、非常に重要であると考えています。

火力発電において、化石燃料から水素・アンモニアに燃料を転換するにあたり、事業者は、製造段階で発生するCO<sub>2</sub>を回収・貯留するなどしたブルー水素・ブルーアンモニアや製造段階でCO<sub>2</sub>を発生させないグリーン水素・グリーンアンモニアを利用する予定であると認識しており、県としてはCO<sub>2</sub>削減に資するものと考えています。



## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(環境局 地球温暖化対策課 調整・企画G、計画推進G、活動支援G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

・「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

(質問要旨)

省エネ、再生エネルギー活用の観点から、中小企業の省エネ・再エネ設備導入の支援、光熱費ゼロ住宅のための二重ガラスの高断熱対策に補助を行うこと。

【以下は他局担当の内容】

自転車レーン設置、公共交通拡充をはかること。

中小企業の再エネ・省エネ設備の導入については、自家消費型の再生可能エネルギー設備や、性能の高い省エネルギー設備の導入等を行う県内事業者に対し、補助金を交付することにより支援しております。

また、住宅用地球温暖化対策設備（太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、断熱窓改修工事、蓄電池等）を導入する個人に対し、市町村を通じてその経費の一部を補助しております。

# 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 経済産業局 中小企業金融課 融資・貸金業G )

( 項 目 ) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

・「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

( 質問要旨 )

省エネ、再生エネルギー活用の観点から、中小企業の省エネ・再エネ設備導入の支援、光熱費ゼロ住宅のための二重ガラスの高断熱対策に補助を行うこと。自転車レーン設置、公共交通拡充をはかること。

( 回答 )

愛知県では、中小企業者を対象とした環境負荷低減設備を導入する際の融資制度を実施しています。

具体的には、カーボンニュートラルを実現するため、環境負荷低減設備を導入（既存設備の増強、改良または改修等を含む）する中小企業者に対し、低利での融資（経済環境適応資金のうち「パワーアップ資金【施策推進枠（カーボンニュートラル）】」）を行っています。

経済環境適応資金 パワーアップ資金【施策推進枠（カーボンニュートラル）】

資金名	施策推進枠（カーボンニュートラル）	
融資条件		
対象資金	カーボンニュートラルの実現に資する環境負荷低減設備を導入するために必要な事業資金	
融資限度額	8千万円	
融資期間及び利率	1年以内	年1.1%以内
	3年以内	年1.2%以内
	5年以内	年1.3%以内
	7年以内	年1.4%以内
	10年以内（設備のみ）	年1.5%以内
	地球温暖化対策計画書を提出済の場合は各0.5%引き下げ	

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(建設局 道路維持課 施設整備G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

II. 「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

(質問要旨)

⑤ 省エネ、再生エネルギー活用の観点から、中小企業の省エネ・再エネ設備導入の支援、光熱費ゼロ住宅のための二重ガラスの高断熱対策に補助を行うこと。自転車レーン設置、公共交通拡充をはかること。

愛知県では、2020年2月に策定した「愛知県自転車活用推進計画」に基づき、県内市町村の自転車ネットワーク計画に定められた路線を中心に、自転車通行空間の整備を進めております。

2023年3月には、この「愛知県自転車活用推進計画」を改定し、愛知県独自の施策として、市町村の自転車ネットワーク計画策定に先行し、県管理道路で自転車関係の事故が多く、死傷事故率が高い区間において、道路幅員構成を見直すことにより整備可能な箇所を「緊急対策箇所」と位置づけ、自転車通行空間を整備することとし、これまでに一部区間の設計に着手しております。

加えて、新たにバイパス整備や拡幅を伴う道路の改築を実施する場合には、自動車・自転車・歩行者が適切に分離された自転車通行空間の確保を原則として整備することとしております。

これらの取組により、積極的に安全で快適な自転車通行環境の創出を進めてまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(都市・交通局 交通対策課 モビリティサービス推進G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

II. 「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

(質問要旨)

⑤ 省エネ、再生エネルギー活用の観点から、中小企業の省エネ・再エネ設備導入の支援、光熱費ゼロ住宅のための二重ガラスの高断熱対策に補助を行うこと。自転車レーン設置、公共交通拡充をはかること。

(回答)

本県では、環境負荷の低減や、渋滞緩和、交通事故の削減を図るとともに、公共交通の維持、県民の健康の維持・増進などに向けて、クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるライフスタイルである「エコ モビリティ ライフ」（エコモビ）を県民運動として推進しております。

県内各地域で実施するイベントにおいて、「エコモビ」の実践を促す普及啓発活動を実施しているほか、県内の企業や団体等に、エコ通勤（マイカー通勤等の抑制等）等と呼びかける「エコモビ実践キャンペーン」等を実施しております。

また、県の入札時の評価項目として協議会加入及びエコ通勤優良事業所認証（国の制度）の取得を要件に設定し、エコ通勤への転換を促進しています。

加えて、移動手段の確保や公共交通の利便性向上・利用促進に向けて、地域に根ざしたMa a S及びA I オンデマンド交通の導入に向けた実証実験に取り組んでおります。

今後も市町村、交通事業者、企業や学校、NPOなど関係者と連携しながら、新たなテクノロジーの活用も進め、環境負荷が少ない公共交通の利用促進に向けて事業を進めてまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

( 建築局 住宅計画課 企画G )

(項 目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

・「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

(質問要旨)

省エネ、再生エネルギー活用の観点から、中小企業の省エネ・再エネ設備導入の支援、光熱費ゼロ住宅のための二重ガラスの高断熱対策に補助を行うこと。自転車レーン設置、公共交通拡充をはかること。

(回答)

カーボンニュートラルの実現に向けた住まいの質の向上の取組みとして、既存住宅の断熱改修等により省エネ基準やZEH水準への適合を図る省エネ診断、設計、改修工事について、国及び市町村と連携した「愛知県民間住宅省エネ改修事業費補助金」を今年度創設し、補助を行っております。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(建設局 水資源課 水資源計画G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

・「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(4) 環境と県民生活に影響を与える事業はゼロから見直しを

(質問要旨)

木曽川水系連絡導水路計画は、過大な水需要予測に基づくものであり、県として「建設に同意しない」との考えを固め、中止するよう国に働きかけ、県として事業から撤退すること。長良川河口堰の開門調査を早期に実施し、国に「合同会議」の開催を申し入れること。

(回答)

・木曽川水系連絡導水路計画における愛知県の新規利水  $2.3\text{m}^3/\text{s}$  については、2004年(平成16年)6月に策定された現行の木曽川水系水資源開発基本計画において、近年の人口動向や節水型社会への移行、近年の降雨状況を踏まえた既設ダム等の供給可能量の低下等を考慮し、10年に1度の渇水においても愛知県の水道用水を安定的に供給するための水源と位置付けられています。

・県としては、木曽川水系連絡導水路の建設によって、県民のくらしを支える水をしっかりと確保してまいります。

・長良川河口堰開門調査については、知事マニフェストに掲げられており、環境や利水、洪水対策さらには塩害対策などの総合的な見地から、最適な運用の在り方を探ることを目的として検討されています。

・国との合同会議の設置に向け、引き続き最適運用検討委員会及び庁内検討チームにおいて、開門調査に伴う効果、影響等の課題について検討を進めてまいります。

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(環境局 水大気環境課 水・土壌規制G)

<p>(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ          ・「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を          (6) 環境首都あいち(環境先進県)をめざしてより積極的な施策を</p>	
<p>(質問要旨)          豊山町配水場をはじめに各地でPFASが検出され住民の不安が高まっている。県は原因究明・汚染防止、健康被害解消に責任をもつこと。また、早急に全県規模での実態調査を行うこと。</p>	
<p>(昨年度の回答)          PFASのうちPFOS及びPFOAについては、泡消火薬剤のほか、半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、界面活性剤等の幅広い用途で使用されてきました。          また、取扱いに関しては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(PRT法)」等において規制されていますが、これまで県内での届出等はなく、また、過去に取り扱っていた事業場の情報がないため、汚染源を特定することは困難であると考えています。          県としては、引き続き全県的な存在状況の把握に努めていくとともに、今後、国の「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」に基づき、暫定指針値を超過した地点の周辺地域での追加調査や継続的な監視調査の実施について検討していきます。</p>	<p>(回答)          PFASは泡消火薬剤の成分の一部のほか、自動車の洗浄剤など多岐にわたって使用されており、過去の使用状況を把握することが難しいことから、原因の特定は困難です。          また、人の健康への影響については、国の「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」等において最新の科学的知見に基づく検討が進められているところであり、その動向を注視してまいります。          本県では、PFASのうち暫定指針値が設定されているPFOS及びPFOAについて、全県的な調査を計画的に実施し、存在状況の把握に努めております。豊山町を始めとするPFOS及びPFOAが暫定指針値を超えて検出された地点においては、ばく露防止の取組のほか、追加的な調査を実施するなど、適切に対応してまいります。</p>

## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(建設局 上下水道課指導管理室 水道管理G)

(項目) 第4章 安全、平和をまもる愛知へ

・「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(6) 環境首都あいち(環境先進県)をめざしてより積極的な施策を

(質問要旨)

豊山町配水場をはじめに各地でPFASが検出され住民の不安が高まっている。県は原因究明・汚染防止、健康被害解消に責任をもつこと。また、早急に全県規模での実態調査を行うこと。

(回答)

PFASは泡消火薬剤の成分の一部のほか、自動車の洗浄剤など多岐にわたって使用されており、過去の使用状況を把握することが難しいことから、原因の特定は困難です。

また、人の健康への影響については、国の「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」等において最新の科学的知見に基づく検討が進められているところであり、その動向を注視してまいります。

本県では、PFASのうち暫定指針値が設定されているPFOS及びPFOAについて、全県的な調査を計画的に実施し、存在状況の把握に努めております。豊山町を始めとするPFOS及びPFOAが暫定指針値を超えて検出された地点においては、ばく露防止の取組のほか、追加的な調査を実施するなど、適切に対応してまいります。



## 革新県政の会 2025年度予算要望について

(警察本部 交通規制課 道路使用G)

(項目) 第5章 市町村と県民を応援する県政を

(1) 県民の暮らしを守る土台をつくる県政

(質問要旨)

道路使用許可申請手数料の免除対象変更後の運用について、いわゆるデモ行進など、言論・表現の自由に関わる日本国憲法に保障された市民の正当な権利行使にあたる申請については、これまで通り手数料徴収の対象から外すこと。

(回答)

令和6年6月からの制度改正は、「4号許可対象行為(デモ行進を含む。)の申請の全てについて手数料を免除していたのは愛知県のみ」であったことから、相当な負担を求めるといふ趣旨である。

デモ行進の許可基準が厳しくなる、又はこれまで適法に行っていたデモが今後行えなくなるというものではなく、道路を使用することができるという受益と申請に対してその法令適合性等を審査するという手数に対する負担の観点から、受益者に対して相当な負担を求めるといふ趣旨である。

表現の自由は憲法上保障された重要な人権であると理解しており、運用に当たって引き続き尊重していく。